

◎FPスキルアップシリーズ◎

相続対策提案編

生命保険を活用した効果的提案法

追補版

平成28年4月制作

◆平成28年4月制度改正対応版

平成27年4月22日発刊の『FPスキルアップシリーズ/相続対策提案編』の内容を補完するものです。

最新データに更新されたページは、本誌の該当ページに貼りこんで利用できるよう、裏面は白地となっております。ミシン目で切り離してご使用ください。

FPS

セールス手帖社保険FPS研究所

目次

最新データ更新ページ

本誌該当ページ	更新内容	ページ
P.2 : 図表	「■サラリーマンの生涯賃金（男性の場合、就職してから引退するまで、退職金を含む）」のデータ更新	1
P.3 : 図表	「■世帯主の職業別に見た貯蓄・負債現在高」および「■遺産分割事件（「家事審判・調停」の新受件数の推移）」のデータ更新	3
P.28 : 下部枠内	<平成27年1月1日以後の相続等の場合の適用緩和内容>について、改正税法施行済みに伴う記載変更	5
P.30 : 図表	「■課税価格別に見た被相続人数および1件あたり納税額」および「■相続財産の内訳」のデータ更新	7
P.59 : 図表	「■株式等納税猶予の状況」のデータ更新	9
P.83 : 最上部の 計算式・図解	“※1 評価差額に対する法人税等相当額（e）＝～” 算出式の最後の率「40%」について、平成27年度税制改正における法人税率引下げに伴い「38%」に記載変更（ただし、平成28年度税制改正においてもさらなる法人税率の引下げとなる見込み）。	11
P.83 : 図解 （貸借対照表）	貸借対照表（B/S）の右下部「 $(e) = (d) \times 40\%$ 」について、平成27年度税制改正における法人税率引下げに伴い「40%」を「38%」に記載変更（ただし、平成28年度税制改正においてもさらなる法人税率の引下げとなる見込み）。	11
P.83 : 5行目～	「②法人税等相当額（40%）を控除できない場合」のタイトルおよび本文中について、平成27年度税制改正における法人税率引下げに伴い「40%」を「38%」に記載変更（ただし、平成28年度税制改正においてもさらなる法人税率の引下げとなる見込み）。	11
P.88 : 図表	「■医療施設数の推移」のデータ更新	13
P.110 : 図表	「■農業就業人口および基幹的農業従事者数」のデータ更新	15
P.130 : 図表	「相続税の課税状況の推移」および「相続税の物納申請件数と金額」のデータ更新	17
P.131 : 図表	「贈与税の課税状況の推移」および「家事調停新受事件の事件別構成比」のデータ更新	19
P.132 : 図表	「相続税の調査事績」および「調査に基づく申告漏れ相続財産額の種類別内訳（構成比）」のデータ更新	21

なお、税務に関する記述については、平成28年2月現在の税制および平成28年度税制改正に関する情報によって改訂しています。

- 本書の全部または一部の複写・複製・転載および電子データへの変換・ネットワーク上への入力等は、著作権法上の例外を除いて、禁止します。利用されたい場合は、事前に小社宛にご連絡ください。
- 小社調査データの使用については、小社への使用許諾が必要ですので、予めお問い合わせください。その他の各種調査データの内容・使用等の確認は、それぞれの出典元に直接お問い合わせください。
- 落丁・乱丁本はお取り替えいたします。

第1章

一般家庭(サラリーマン)の 相続対策

● 一般家庭の相続対策についての考え方 ●

最近、日本人の働き方は多様化する傾向にありますが、依然として、会社や団体などに雇用されて給与等をもらうサラリーマン(公務員を含む)が、労働者の9割近くを占めています*。サラリーマンが、就職してから引退するまでの生涯賃金は、多くの場合2億円を超えており、中には、退職金とあわせて3億円以上の収入を手にする人もいます。

サラリーマンは、こうした収入をもとに、個人としての家庭生活等を営みながら、さまざまな種類の財産を形成していくわけですが、人生の集大成である相続において、それらの財産を次の世代にどのように引き継ぐかについても、考えておかなければなりません。特にサラリーマンの持ち家率は7割を超えており、このマイホームをどうするかが重要な問題となります。

一般的にサラリーマンは、税金や社会保険等、お金に関する手続きを会社が代行して行うことが多いため、こうしたお金に関して体系的に考える機会があまりありません。サラリーマンの方々の生活をより豊かなものにし、相続を含めたマネープランづくりのお手伝いをするという点で、私たちの果たすべき役割は非常に大きいといえるのです。

※総務省「労働力調査(基本集計)」(平成27年平均(速報)結果)

■ サラリーマンの生涯賃金(男性の場合、就職してから引退するまで、退職金を含む)

		企業規模計	1,000人以上	100~900人	10~90人
中学卒	総額	22,300万円	29,110万円	22,070万円	19,460万円
	うち退職金	(1,250万円)	(1,600万円)	(970万円)	(630万円)
高校卒	総額	23,980万円	29,180万円	23,090万円	19,860万円
	うち退職金	(1,420万円)	(1,820万円)	(1,150万円)	(720万円)
高専・短大卒	総額	24,890万円	29,100万円	23,910万円	22,070万円
	うち退職金	(1,540万円)	(1,990万円)	(1,230万円)	(840万円)
大学・大学院卒	総額	31,270万円	35,640万円	29,140万円	24,310万円
	うち退職金	(1,880万円)	(2,240万円)	(1,520万円)	(1,230万円)

独立行政法人 労働政策研究・研修機構「ユースフル労働統計2015」

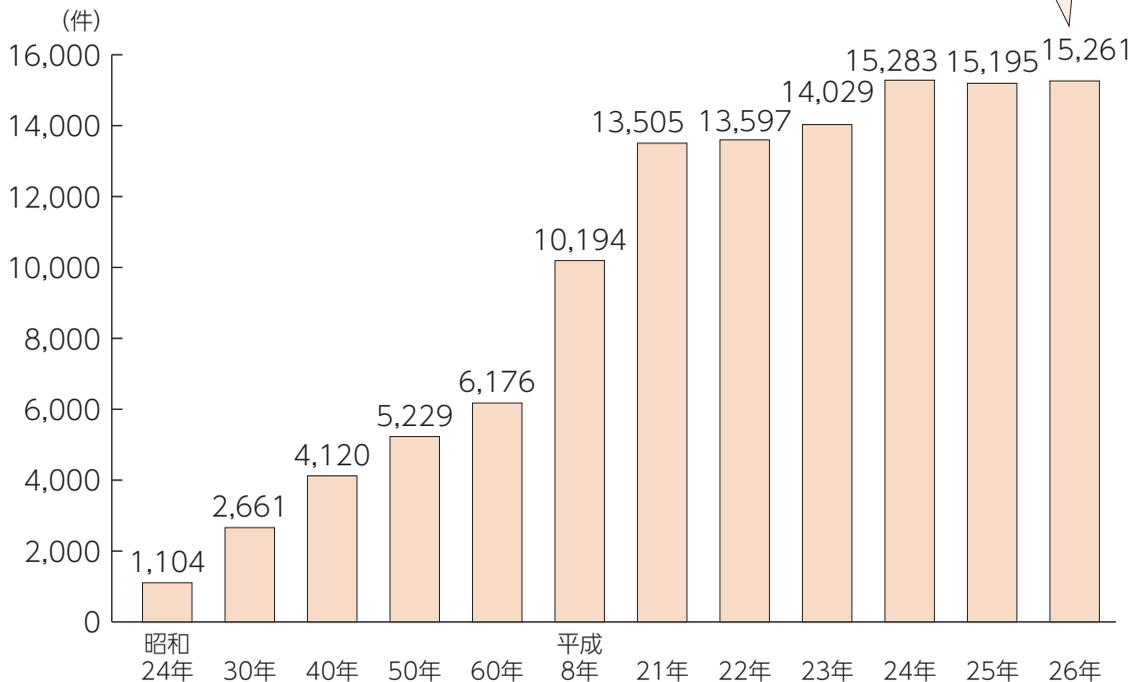
■世帯主の職業別に見た貯蓄・負債現在高

	世帯主の年齢	年間収入	貯蓄現在高 (A)	負債現在高 (B)	純貯蓄額 (A-B)	持ち家率
勤労者世帯	47.9歳	702万円	1,290万円	756万円	534万円	75.4%
民間職員	47.8歳	779万円	1,470万円	831万円	639万円	77.2%
官公職員	47.0歳	823万円	1,562万円	816万円	746万円	77.2%
商人および職人	61.6歳	631万円	1,991万円	639万円	1,352万円	87.5%
個人経営者	57.4歳	1,031万円	3,458万円	776万円	2,682万円	87.9%
農林漁業従事者	67.8歳	511万円	1,602万円	177万円	1,425万円	97.1%
法人経営者	60.4歳	1,160万円	3,076万円	797万円	2,279万円	95.1%
自由業者	57.9歳	756万円	2,612万円	664万円	1,948万円	87.6%
無職	72.4歳	408万円	2,348万円	49万円	2,299万円	93.2%

総務省「家計調査報告」(平成26年)

■遺産分割事件（「家事審判・調停」の新受件数の推移）

相続税の課税対象になる人は少ないけれど、
遺産分割の争いごとは
高い水準で増加傾向



最高裁判所「司法統計年報」(平成26年度版)

●小規模宅地等の評価減の特例(相続税に関する基礎知識)

一定の要件を満たした場合、相続人等が取得した特定居住用宅地等(借地権のような土地の上に存する権利を含む)のうち、330㎡までについて80%の評価減を行うことができます(特定事業用宅地等の場合は400㎡まで)。

■自宅の場合の一定要件

配偶者または同居していた親族が取得した場合等

*適用を受けるためには遺産分割が行われていることが条件です。

■計算式(特定居住用宅地の場合)

地積が330㎡以上の場合には次のように計算します。

$$\text{評価額} = \text{土地の相続税評価額} - \text{土地の相続税評価額} \times \frac{330\text{㎡}}{\text{地積(㎡)}} \times 80\%$$

区分	内容	土地等の価額の減額割合	適用対象面積
事業用宅地	事業を継続	80%	400㎡まで
居住用宅地	居住を継続	80%	330㎡まで
不動産貸付、駐車場等に利用されている宅地		50%	200㎡まで

なお、適用に当たっては以下の取り扱いとなります。

- 相続人等が相続税の申告期限まで事業または居住を継続しない宅地等については適用対象外となります。
- 同一の宅地等について共同相続があった場合には、取得者ごとに適用の要件が判定されます。
- 一棟の建物の敷地となっていた宅地等のうちに特定居住用宅地等の要件に該当する部分とそうでない部分がある場合には、部分ごとに按分して軽減割合が計算されます。
- 特定居住用宅地等は主として居住の用に供されていた一の宅地等に限られます(複数の宅地への適用はありません)。

なお、以下の場合には特例の適用対象となります。

- 二世帯住宅(構造上の区分のある場合も対象)
- 老人ホーム入所によって被相続人が居住しなくなった家屋の敷地である宅地等で、次の要件を満たす場合
 - ・被相続人に介護が必要なために入所したものであること
 - ・その家屋が貸付等の用に供されていないこと

〈平成27年1月1日以後の相続等の場合の適用緩和内容〉

特例の適用基準や運用について、従来に比べ以下の内容で緩和されました

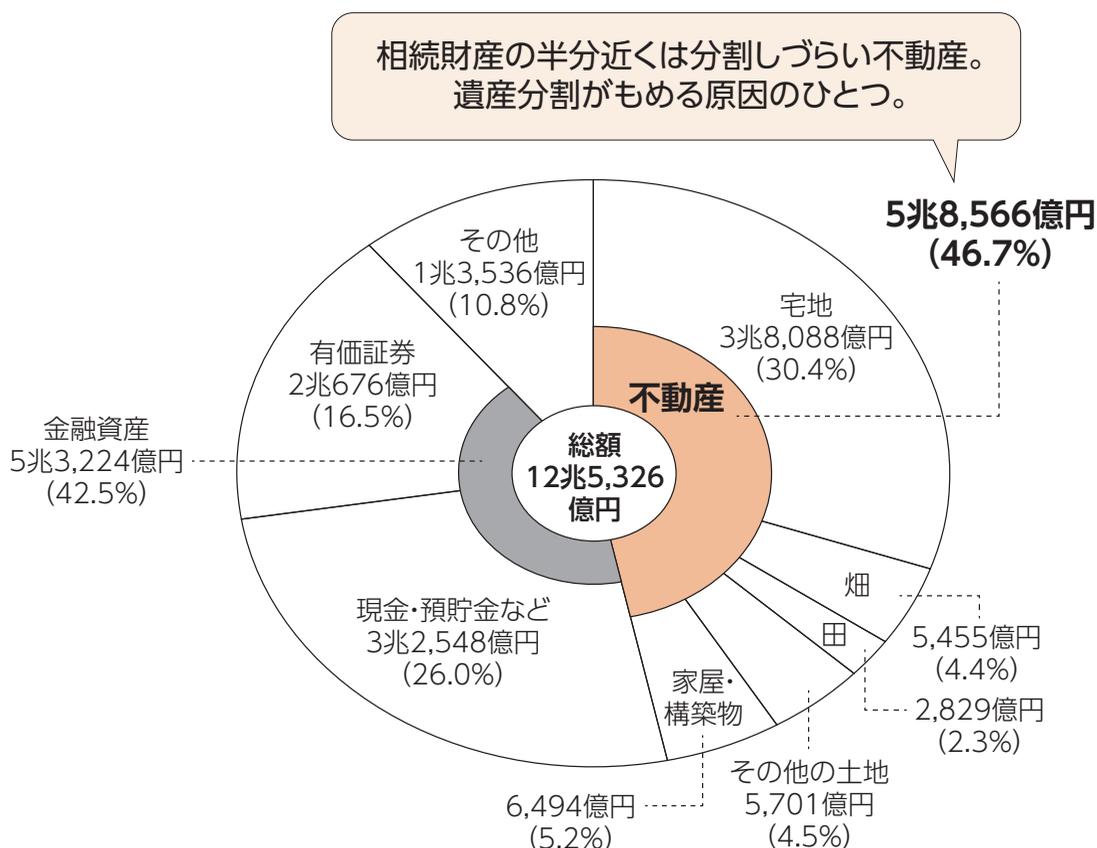
改正項目	平成26年12月以前の相続等	平成27年1月以後の相続等
特定居住用宅地等に係る特例対象面積	240㎡	330㎡
特例の対象として選択する宅地等のすべてが特定事業用および特定居住用宅地等の場合	所定の面積調整により、最大400㎡	それぞれの適用対象面積の合計まで適用可能 最大330㎡+400㎡=730㎡

課税価格別に見た被相続人数および1件あたり納税額(平成25年)

課税価格帯	被相続人数	占率	納税額合計	1件あたり納付額
1億円以下	13,843人	25.4%	181億600万円	131万円
1億円超 2億円以下	25,959人	47.7%	1,679億8,300万円	647万円
2億円超 3億円以下	7,286人	13.4%	1,677億4,400万円	2,302万円
3億円超 5億円以下	4,310人	7.9%	2,370億8,100万円	5,501万円
5億円超 7億円以下	1,397人	2.6%	1,531億5,800万円	1億963万円
7億円超 10億円以下	822人	1.5%	1,504億9,300万円	1億8,308万円
10億円超 20億円以下	612人	1.1%	2,126億4,700万円	3億4,746万円
20億円超 30億円以下	95人	0.2%	641億8,100万円	6億7,559万円
30億円超 50億円以下	59人	0.1%	693億900万円	11億7,473万円
50億円超 70億円以下	13人	0.0%	213億1,900万円	16億3,992万円
70億円超 100億円以下	6人	0.0%	169億9,400万円	28億3,233万円
100億円超	19人	0.0%	2,576億6,700万円	135億6,142万円
合計	54,421人	100.0%	1兆5,366億8,300万円	2,824万円

[注]被相続人数および納税額合計は出典に記載の数値、占率は小数第2位以下を、1件あたり納付額は小数第1位を四捨五入。国税庁「国税庁統計年報書」(平成25年分)をもとにセールス手帖社保険FPS研究所作成

相続財産の内訳



[注]生命保険金等は「その他」に入る(総額比3.5%)。金額は千万以下、占率は小数第2位以下四捨五入。国税庁「国税庁統計年報書」(平成25年分)をもとにセールス手帖社保険FPS研究所作成

中小企業経営者の 相続対策

● 中小企業経営者の相続対策についての考え方 ●

日本の中小企業のほとんどは、その企業のオーナーまたはその一族が発行株式の大部分を所有している同族会社です。オーナー経営者が死亡すると、個人資産に対して相続税が課税されますが、事業承継という観点で見ると、最も問題となるのがオーナー経営者の所有していた自社の株式です。これらの株式は、土地の高騰などで会社の資産価値が著しく高まったことにより、額面の数十倍、場合によっては100倍以上の評価となり、思いもかけない莫大な相続税が課せられることがあります。その結果、納税のために自宅の売却や借金を余儀なくされたり、最悪の場合、工場などの事業用資産まで売却せざるを得なくなり、事業そのものが続けられなくなることもあるのです。

事業の継続を希望する中小企業経営者にとって、相続対策とは、事業の後継者に自社株を1株でも多く相続させ、経営権と事業用資産を確保させることであるといえます。そこで、中小企業の事業承継を支援する制度として、法制面で「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律」（以下、「経営承継円滑化法」）が制定され、税制面で「非上場株式等についての相続税・贈与税の納税猶予制度」が創設されました。これにより、後継者が取得した自社株が、他の相続人の遺留分から除外されたり、取得した自社株の80%に対応する相続税額の納税が猶予されたりすることが可能となりますが、これらの適用を受けるための要件が厳しすぎる等の理由により、現在のところ、あまり利用は進んでいないのが実情です。

自社株を含めた相続財産全体の納税資金対策は、中小企業の大部分が非上場企業であり、自社株の売却が難しいことから、現金のような流動性の高い資産を持っていないオーナー経営者にとって切実な問題です。さらに、いかに自社株を後継者へ相続させるかという問題と合わせて、いわゆる「争族」を防止するために、他の相続人に対する遺産分割対策も必要となります。これらの相続対策を実施するために、生命保険の活用は、重要な位置を占めているのです。

■ 株式等納税猶予の状況

	相続税		贈与税	
	人数	税額	人数	税額
平成25年	110人	67億円	78人	47億5,400万円
24年	81人	66億9,300万円	72人	44億8,500万円
23年	51人	22億2,700万円	77人	76億5,400万円
22年	80人	40億8,600万円	63人	55億7,900万円
21年	146人	43億1,200万円	120人	39億4,200万円

〔注〕平成21年の贈与税分は、農地等納税猶予と株式等納税猶予の合計。
国税庁「統計年報」をもとにセールス手帖社保険FPS研究所作成

$$1株あたりの純資産価額 = \frac{\left(\frac{\text{相続税評価額による総資産価額 (A)} - \text{負債の金額 (B)} \right) - \text{評価差額に対する法人税等相当額}^{\ast 1} (e)}{\text{課税(評価)時期における発行済株式総数 (N)}}$$

$$\ast 1 \text{ 評価差額に対する法人税等相当額 (e)} = \left\{ \left(\frac{\text{相続税評価額による総資産価額 (A)} - \text{負債の金額 (B)} \right) - \left(\frac{\text{帳簿価額による総資産価額 (a)} - \text{負債の帳簿価額 (b)} \right) \right\} \times 38\%^{\ast 2}$$

(純資産価額 C)
(簿価純資産価額 (c) (内部留保))

※2 平成28年度税制改正による法人税率の引下げにより、平成28年4月1日以降に適用される乗率が改正される可能性があります。また、自社株を純資産価額方式で法人が買い取る場合は、上記(算式中の)法人税等に相当する金額の控除は行いません。

貸借対照表 (B/S)

相続税評価額による総資産価額 A	帳簿価額による 総資産価額 (a)	負債の金額 B (=負債の帳簿価額 (b))		簿価純資産価額 (c)	発行済株式総数の総評価額 (N)で割ると 1株あたりの純資産価額
		資本金	剰余金		
	含み資産	純資産価額 C	みなし清算所得 (d)	(e) = (d) × 38%	

■純資産価額の算定上の留意点

①課税時期前3年以内取得不動産……「通常取引価額」により評価

評価会社が課税時期前3年以内に取得した土地、建物がある場合には、「通常取引価格」により評価する。

②法人税等相当額(38%)を控除できない場合

課税時期における評価会社の各資産を評価する場合において、その資産の中に含み益がある場合、その取引相場のない株式の1株あたりの純資産価額の計算にあたっては、含み益に相当する部分の38%は控除できない。

③議決権割合が50%未満の者の純資産価額……純資産価額×80%

株式取得者とその同族関係者の有する株式の合計数が、評価会社の発行済株式数の50%未満である場合には、上記算式で算出した1株あたりの純資産価額の80%で評価する。

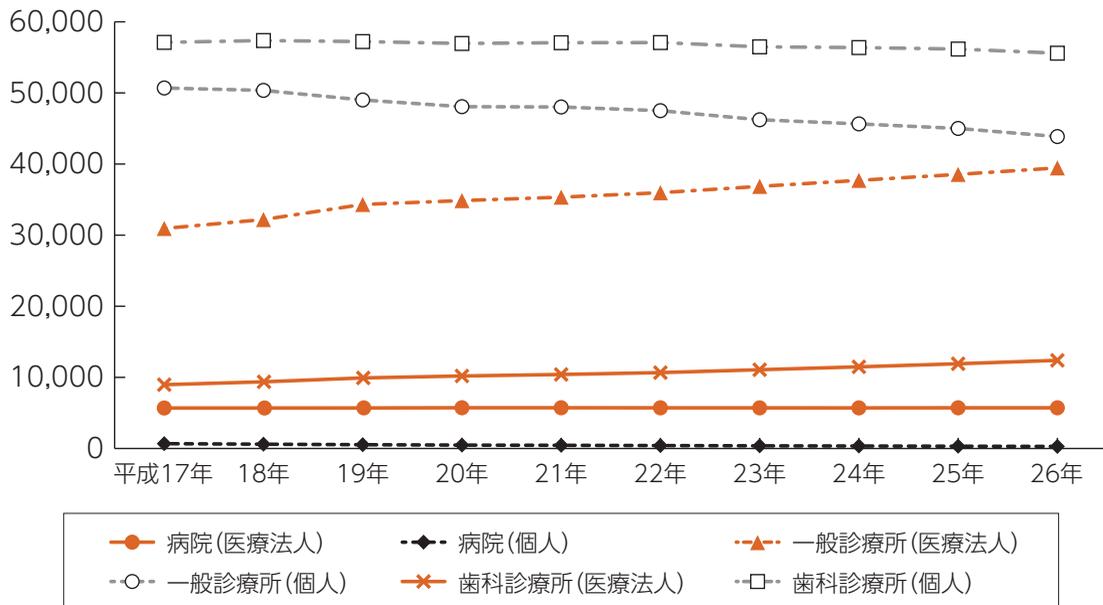
④自社株を有する場合

自社株を有する場合、総資産価額は自社株を除いた金額とし、発行済株式数は、自社株の数を控除した株式数とする。

■特定の評価会社

類似業種比準価額方式または類似業種比準価額方式と純資産価額方式の併用で評価される場合であっても、「株式保有特定会社」や「土地保有特定会社」、「開業後3年未満の会社」などに該当する場合には、純資産価額方式で評価されます。

医療施設数の推移



厚生労働省「医療施設動態調査」をもとにセールス手帖社保険FPS研究所作成

農家の相続対策

● 農家の相続対策についての考え方 ●

現在、全国的に農業従事者が減少し続けており、高齢化や農家の兼業化も急速に進んでいます。また、国際的な競争環境の中、農産物価格が低迷する傾向にあり、職業としての将来展望が描きにくいということから、農業後継者も育ちにくい環境にあります。

特に、都市部の農家においては、都市化の進展によって農地の評価が高額化していること、不動産収入や他業就労等の兼業化が進んでいること、農家の相続の発生を契機として宅地等への転用が続いていることなどから、農地の存続が難しくなっています。また、後継者が農業を続ける場合、農地に関しては相続税の納税猶予を受けることができますが、農地以外の不動産を所有している場合等、その相続税評価が高額となり、結局、農地を売却したり、相続税額に見合う土地を物納したりしなければならなくなるケースも出てきています。

農家の相続対策は、後継者が農業を続けるかどうかによって大きく異なります。後継者がいる場合は、「農地等の相続税納税猶予制度」の適用を受けることで、相続税の納付を抑えることができますので、納税資金対策についてはあまり考える必要はありません。しかしながら、相続人が複数いる場合は、農地以外の財産をどのように分配するかという遺産分割対策が必要になります。後継者がいない場合、広大な農地の評価が高額となるため、納税資金対策や税負担軽減対策を行う必要が出てきます。

■ 農業就業人口および基幹的農業従事者数

	平成22年	23年	24年	25年	26年
農業就業人口	260.6万人	260.1万人	251.4万人	239.0万人	226.6万人
うち女性	130.0万人	134.5万人	128.4万人	121.1万人	114.1万人
うち65歳以上	160.5万人	157.7万人	151.6万人	147.8万人	144.3万人
平均年齢	65.8歳	65.9歳	65.8歳	66.2歳	66.7歳
基幹的農業従事者	205.1万人	186.2万人	177.8万人	174.2万人	167.9万人
うち女性	90.3万人	79.8万人	74.7万人	72.9万人	70.1万人
うち65歳以上	125.3万人	110.1万人	106.0万人	106.7万人	105.6万人
平均年齢	66.1歳	65.9歳	66.2歳	66.5歳	66.8歳

農林水産省 農林業センサス「農業構造動態調査」

〔注1〕「農業就業人口」とは、15歳以上の農家世帯員のうち、調査期日前1年間に農業のみに従事した者または農業と兼業の双方に従事したが、農業の従事日数の方が多い者をいいます。

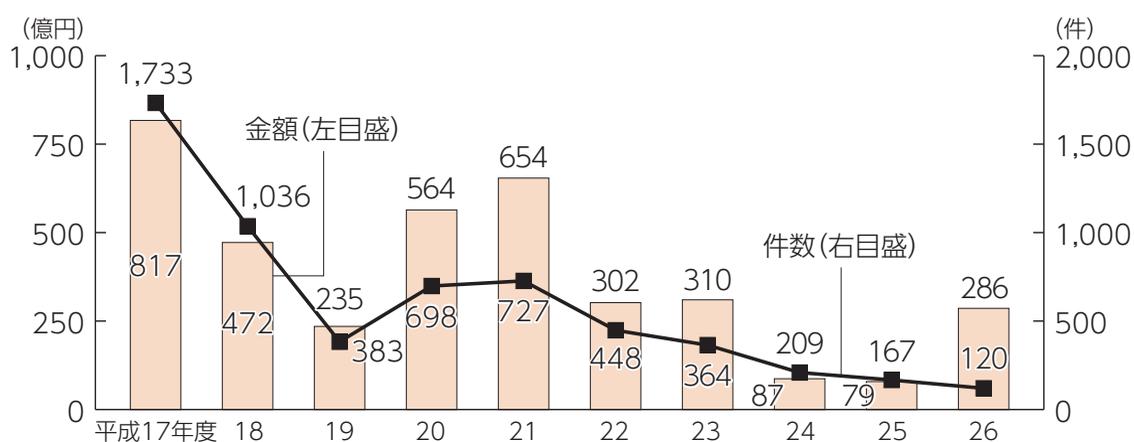
〔注2〕「基幹的農業従事者」とは、農業就業人口のうち、ふだんの主な状態が「仕事の主」の者をいいます。

相続税の課税状況の推移

区分 年分	課税対象発生状況など			合計課税価格		相続税額		
	死亡者数 (a)	被相続人数 (b)	(b)/(a)	合計額 (c)	被相続人 1人あたり 金額	納付税額 (d)	被相続人 1人あたり 金額	(d)/(c)
	人	人	%	億円	万円	億円	万円	%
平成7	922,139	50,729	5.5	152,998	30,160	21,730	4,284	14.2
8	896,211	48,476	5.4	140,774	29,040	19,376	3,997	13.8
9	913,402	48,605	5.3	138,635	28,523	19,339	3,979	13.9
10	936,484	49,526	5.3	132,468	26,747	16,826	3,397	12.8
11	982,031	50,731	5.2	132,699	26,157	16,876	3,327	12.7
12	961,653	48,463	5.0	123,409	25,465	15,213	3,139	12.3
13	970,331	46,012	4.7	117,035	25,436	14,771	3,210	12.6
14	982,379	44,370	4.5	106,397	23,979	12,863	2,899	12.1
15	1,014,951	44,438	4.4	103,582	23,309	11,263	2,535	10.9
16	1,028,602	43,488	4.2	98,618	22,677	10,651	2,449	10.8
17	1,083,796	45,152	4.2	101,953	22,580	11,567	2,562	11.3
18	1,084,450	45,177	4.2	104,056	23,033	12,234	2,708	11.8
19	1,108,334	46,820	4.2	106,557	22,759	12,666	2,705	11.9
20	1,142,407	48,016	4.2	107,482	22,385	12,517	2,607	11.6
21	1,141,865	46,439	4.1	101,230	21,799	11,632	2,505	11.5
22	1,197,012	49,891	4.2	104,630	20,972	11,753	2,356	11.2
23	1,253,066	51,559	4.1	107,468	20,844	12,516	2,428	11.6
24	1,256,359	52,572	4.2	107,718	20,490	12,446	2,367	11.6
25	1,268,436	54,421	4.3	116,381	21,385	15,366	2,824	13.2

[注]「死亡者数(a)」は『人口動態統計』(厚生労働省)により、その他の計数は「国税庁統計年報書」によります。

相続税の物納申請件数と金額



国税庁「相続税の物納処理状況等」をもとにセールス手帖社保険FPS研究所作成

贈与税の課税状況の推移

区分 年分	件数 (A) 件	合計課税価格		贈与税額		課税最低限		
		合計額 (B) 億円	1件あたり 金額 千円	納付税額 (C) 百万円	1件あたり 金額 万円	(C)/(B) %	基礎 控除 万円	配偶者 控除 万円
平成7	520,701	14,570	2,798	124,143	23.8	8.5	60	2,000
8	512,070	14,586	2,848	133,454	26.1	9.1	//	//
9	486,958	14,129	2,901	129,939	26.7	9.2	//	//
10	455,118	13,010	2,859	116,582	25.6	9.0	//	//
11	445,132	12,942	2,908	114,277	25.7	8.8	//	//
12	414,828	11,974	2,886	95,456	23.0	8.0	//	//
13	376,198	13,457	3,577	81,083	21.6	6.0	110	//
14	360,594	12,685	3,518	69,178	19.2	5.5	//	//
15	403,651	23,081	5,718	87,725	21.7	3.8	//	//
16	403,814	23,101	5,721	96,551	23.9	4.2	//	//
17	405,332	23,760	5,862	115,857	28.6	4.9	//	//
18	369,763	20,288	5,487	118,313	32.0	5.8	//	//
19	358,832	20,538	5,724	107,362	29.9	5.2	//	//
20	325,060	17,581	5,408	103,949	32.0	5.9	//	//
21	310,944	16,299	5,242	101,762	32.7	6.2	//	//
22	310,324	15,291	4,928	129,201	41.6	8.4	//	//
23	340,243	16,248	4,776	136,223	40.0	8.4	//	//
24	355,924	15,798	4,439	128,789	36.2	8.2	//	//
25	401,716	18,592	4,628	168,991	42.1	9.1	//	//

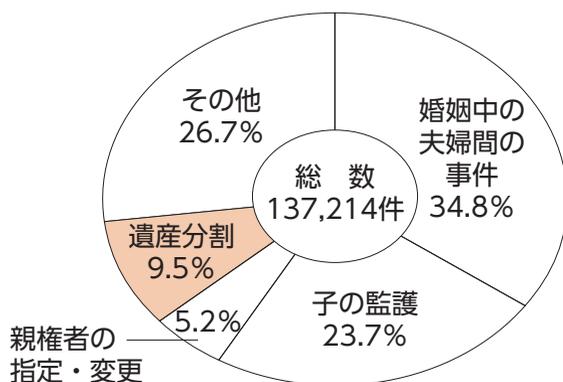
[注1] 件数は、財産の贈与を受けた者のうち申告等のあった者の数です。

国税庁「統計年報書」

[注2] 贈与税額には、納税猶予適用分を含みません。

[注3] 贈与税の基礎控除は平成13年より110万円。

家事調停新受事件の事件別構成比

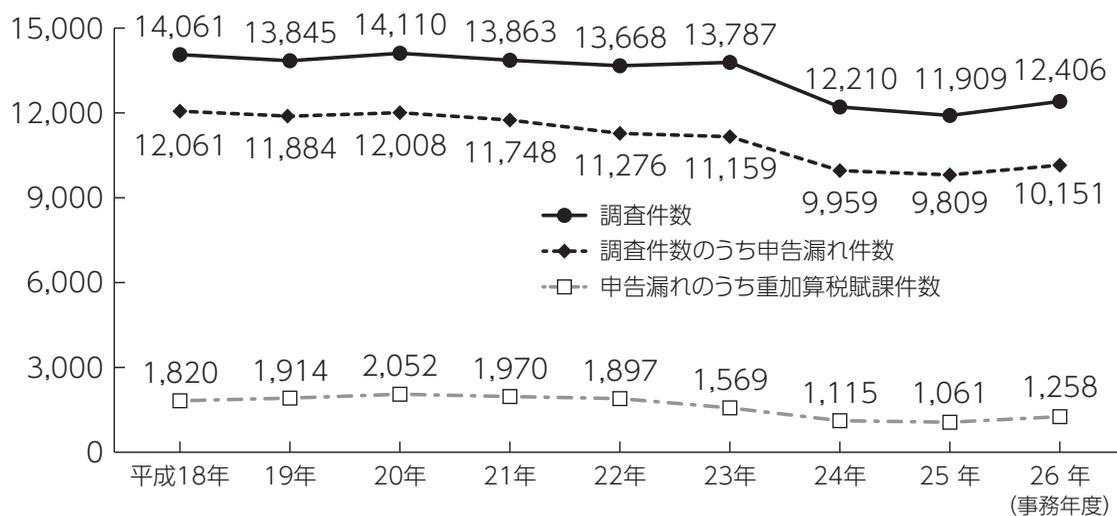


総数	137,214件
婚姻中の夫婦間の事件	47,691
子の監護	32,569
親権者の指定・変更	7,194
遺産分割	13,101
その他	36,659

最高裁判所「司法統計年報 平成26年度版」

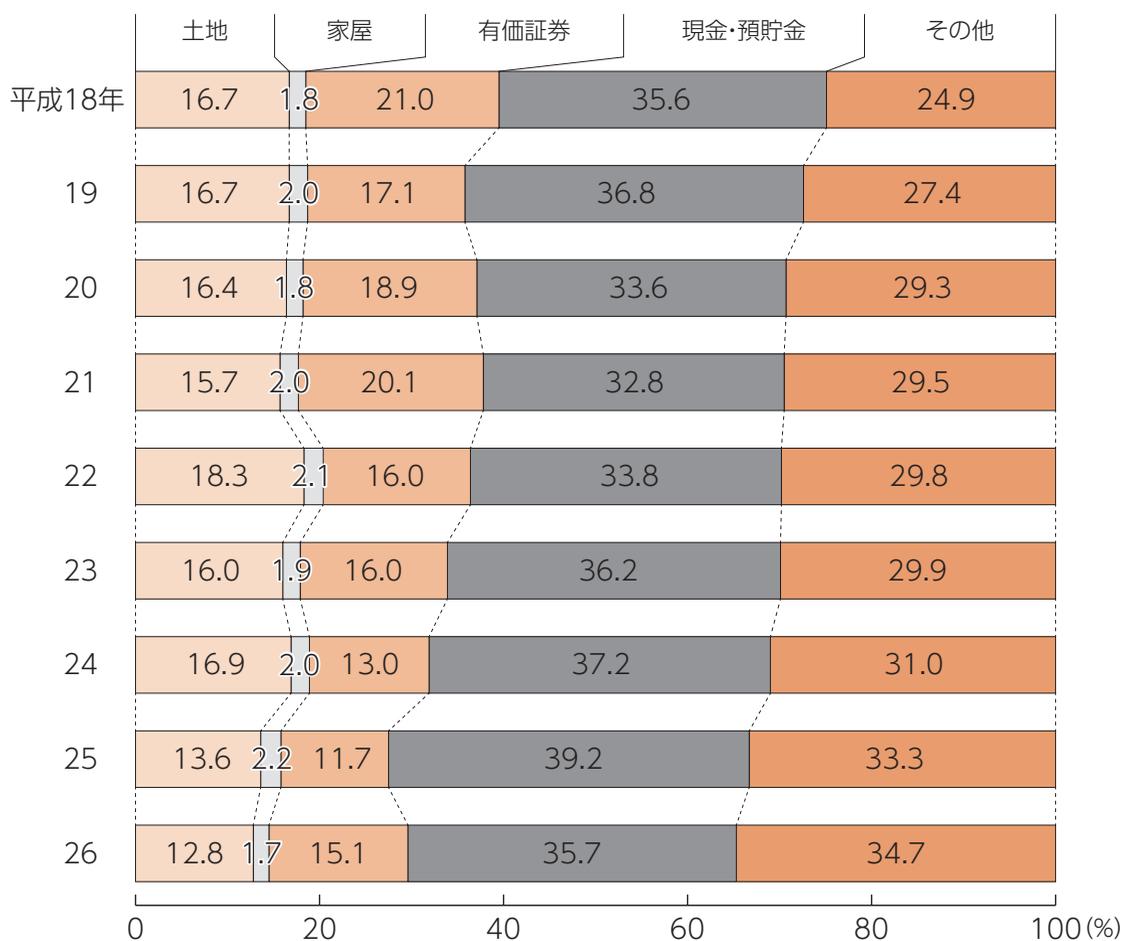
[注] 端数処理の関係で合計が100%とはなっていません。

相続税の調査事績



国税庁「相続税の調査事績」をもとにセールス手帖社保険FPS研究所作成

調査に基づく申告漏れ相続財産額の種類別内訳(構成比)



国税庁「相続税の調査事績」